

春日部市都市計画税条例の一部を改正する条例

春日部市都市計画税条例（平成17年条例第77号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(納税義務者等)</p> <p>第2条</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第9項から第11項まで、第23項から第28項まで、第30項、<u>第31項、第33項、第36項又は第37項</u>の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19 <u>法附則第15条第2項、第14項、第15項、第32項、第34項、第38項、第41項、第42項、第44項、第45項、第47項から第52項まで若しくは第55項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は<u>第37項</u>」とあるのは「若しくは<u>第37項</u>又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u></p>	<p>(納税義務者等)</p> <p>第2条</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第9項から第11項まで、第23項から第28項まで、第30項から<u>第32項まで、第34項、第37項又は第38項</u>の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19 法附則第15条第2項、<u>第15項、第16項、第35項、第37項、第41項、第44項、第45項、第47項、第48項、第50項、第51項、第52項、第53項、第54項、第55項又は第58項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は<u>第38項</u>」とあるのは「若しくは<u>第38項</u>又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の春日部市都市計画税条例の規定は、平成19年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成18年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。